

市立保育所の在り方及び市保育士の人材育成に係る方針案の概要

中長期的な視点での取組の必要性

○現在、待機児童が生じているが、民間事業者による施設整備の意向は弱い状況にある。
 ○平成29年度及び平成30年度において市立認可外保育施設14か所を廃止し7か所の認定こども園を整備するなど、提供体制の整備が行われる。
 ○市保育士の人材育成については、中長期的な視点で関連する取組を進めていくことが必要であり、「取組の方向性」の推進に資する取組を実施していく。

○市立新旭川保育所及び市立近文保育所
 ・次期プラン策定期間(H30年度)に併せて、施設の在り方について整理。
 ○市立神楽保育所
 ・施策推進に係る拠点保育所として位置付け、次期プラン(H32年度～H36年度)の期間内から順次機能を発揮できるよう準備作業を進める。

○市保育士の年齢構成のバランスを取るための新規採用
 ○市保育士の専門性をより発揮できる業務への人員配置
 ・将来像として、徐々に「保育の実施」から「相談・指導監督等」及び「療育の実施」に従事する市保育士の割合を増やしていく。

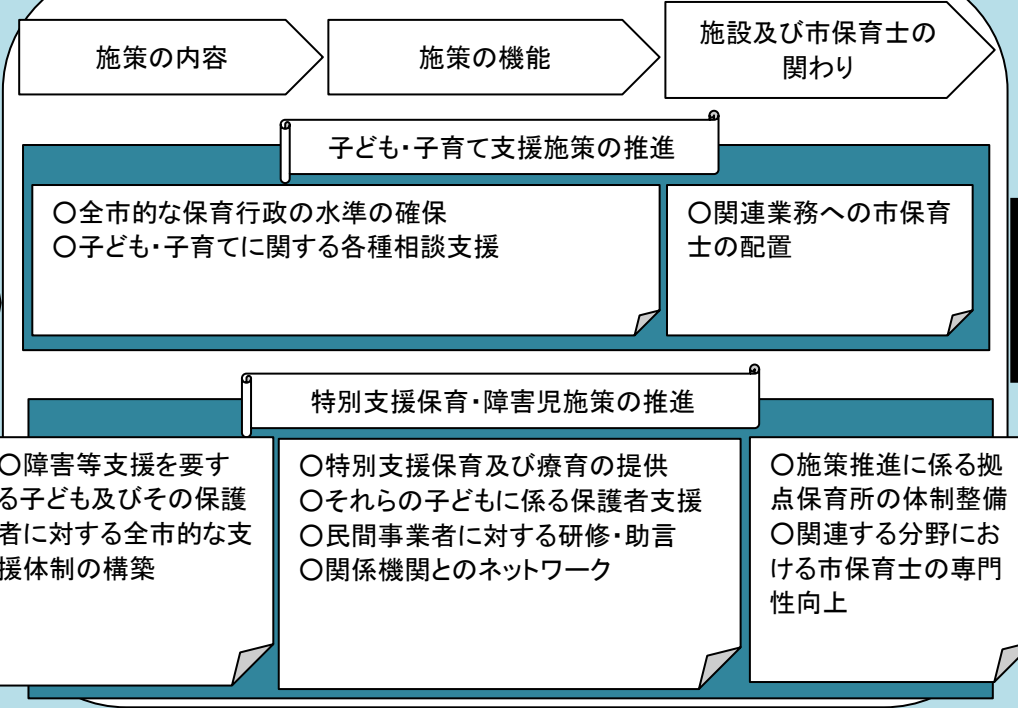
方針の基本的な考え方

方針の基本的な考え方
 保育ニーズをはじめとする子ども・子育て支援に関するニーズの高まりや多様化に対応するため、市立保育所が自ら各種サービスを提供するとともに民間事業者に対して積極的にノウハウを提供し、全市的な子ども・子育て環境の充実につなげていく。

取組の視点

- 1 全市的な支援体制の構築
 - ・障害児等支援を要する子ども及びその保護者に対する取組。
- 2 市保育士の強みを発揮する
 - ・各種相談業務や療育の実施等に従事することにより、子ども・子育て支援施策全体を見る視点を持つことが可能となる。
- 3 行政資源の効果的な活用
 - ・機能を発揮するための、市保育士及び3つの市立保育所の在り方。

取組の方向性



次期方針の内容

市保育士の人材育成

市保育士の強みを発揮し、子ども・子育て支援施策及び特別支援保育・障害児施策の推進を図っていくため、習得するスキルの内容等を意識しながら、関連する職場に計画的に配置していく。

保育士としての資質

子ども・子育て支援施策全体を見る視点

- 子ども・子育てに関する相談業務
- 保育行政に関する指導監督・審査業務

市保育士の強みを高めるための取組

- カウンセリング等に係るスキルアップ
- 各種専門職や関係機関・団体等との効果的な連携

全市的な支援体制の構築に向けて

- 愛育センター等療育機関における勤務
- 医療機関(小児病棟等)への派遣研修等

特別支援保育・教育に係るコーディネーター
 ～全市的に必要不可欠な保育士～

施策推進に係る拠点保育所

施策推進に係る拠点保育所は、通常保育・特別支援保育の実施のほか、私立認可保育所等の保育士に対する実地研修や療育及び医療とのつなぎなどを通して、特別支援保育・障害児施策を推進する上での全市的な拠点としての役割を担う。

拠点保育所

○通常保育・特別支援保育の実施

- 子ども・子育て支援
 - ・私立認可保育所等からの依頼等に基づき、保護者へのカウンセリング等を通じた保育及び療育へのつなぎ(訪問型保育等の検討)

- 私立認可保育所等に対する支援
 - ・私立認可保育所等の保育士に対する実地研修の場
 - ・特別支援保育及び教育に関する関係者間のコーディネート

○保育行政の推進(特別支援保育事業補助金)

- ・補助金交付業務
- ・加配等に係る審査会関係業務
- ・子どもの状況を把握するための検査業務

愛育センター

(仮称)総合子ども・教育センター

進め方・進行管理

H28年度～H31年度

- 市保育士について、相談業務及び療育関連業務未経験者を中心に順次、関連業務への配置。
- 計画的な研修の実施
- 市立新旭川保育所及び市立近文保育所を活用した取組の検討→次期プランの策定時に施設の在り方について判断

H32年度～H36年度

- 市保育士に係る人材育成の取組継続
- 市立新旭川保育所及び市立近文保育所について、判断に基づく取組期間(引き続き検討が必要な場合、H36年度を目途に判断)
- 拠点保育所について段階的に機能発揮

H37年度～

- 子ども・子育て支援施策の推進
- 特別支援保育・障害児施策の推進